物価高騰等の影響を受けて
お困りの中小企業者の方へ

県では、県制度融資による金融支援を行っております

中小企業者向け県制度融資　（R8.4.1～）

物価高騰等緊急対策資金

融資対象者	県内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体で、次のいずれかに該当するもの ⑴　物価高騰等の影響により、最近１か月の売上高が前年同月又は２年前同月に比較して３％以上減少しており、かつ、その後の２か月を含む３か月間の売上高が３％以上減少する見込みであるもの ⑵　物価高騰等の影響により、最近１か月の売上総利益率又は営業利益率が前年同月又は２年前同月に比較して３％以上減少しており、かつ、その後の２か月を含む３か月間の売上総利益率又は営業利益率が３％以上減少する見込みであるもの ⑶　物価高騰等の影響により、信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定を受けたもの	
資金使途	運転・設備・借換資金	
融資限度額	１億円	
融資期間	１年超 10 年以内（うち据置２年以内）	
融資利率	１.３％以内(保証付き責任共有制度対象外) １.５％以内(保証付き責任共有制度対象)	
信用保証	保証協会の保証を付するものとする。	
必要書類	共通	県税事務所長発行の納税証明書
		許認可等の写し（許可業種の場合）
	融資対象⑴	営業状況調書（別記様式第10－３）
	融資対象⑵	営業状況調書（別記様式第10－４）
	融資対象⑶	市町村長の認定書
申込方法	取扱金融機関へお申込ください。	

お問合せ

- 銀行、信用金庫、信用組合、又は商工中金の県内営業店
- 栃木県　産業労働観光部　経営支援課　金融担当　０２８－６２３－３１８１